

新 旧 対 照 表
新 旧

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 5 条)
- 第 2 章 個体の取扱いに関する規制(第 6 条—第 10 条)
- 第 3 章 生息地等の保護に関する規制(第 11 条—第 26 条)
- 第 4 章 保護管理事業(第 27 条—第 29 条)
- 第 5 章 推進体制(第 30 条—第 32 条)
- 第 6 章 雑則(第 33 条—第 39 条)

附則

高知県希少野生動植物保護条例施行規則(抜粋)

本則

第 3 章 生息地等の保護に関する規制

(特別保護地区内における許可を要しない行為)

第 18 条 条例第 18 条第 10 項第 2 号の規則で定める特別保護地区内における許可を要しない行為は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(9) 略

(10) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア～ク 略

ケ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成 16 年法律第 78 号)第 9 条の 2 第 1 項の許可に係る特定外来生物の放出等をすること。

ク 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律____第 3 章の規定による防除に係る特定外来生物の捕獲、採取若しくは殺処分又はその防除を目的とする生殖を不能

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 5 条)
- 第 2 章 個体の取扱いに関する規制(第 6 条—第 10 条)
- 第 3 章 生息地等の保護に関する規制(第 11 条—第 26 条)
- 第 4 章 保護管理事業(第 27 条—第 29 条)
- 第 5 章 推進体制(第 30 条—第 32 条)
- 第 6 章 雑則(第 33 条—第 39 条)

附則

高知県希少野生動植物保護条例施行規則(抜粋)

本則

第 3 章 生息地等の保護に関する規制

(特別保護地区内における許可を要しない行為)

第 18 条 条例第 18 条第 10 項第 2 号の規則で定める特別保護地区内における許可を要しない行為は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(9) 略

(10) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア～ク 略

ケ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成 16 年法律第 78 号)第 3 章の規定による防除に係る特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分をすること。

にされた特定外来生物の放出等を行うこと。

サ 略

シ 略

ス 略

セ 略

ソ 略

タ 略

(11) 略

(立入制限地区内への立入りの制限の対象とならない行為)

第21条 条例第19条第4項第2号の規則で定める立入制限地区内への立入りの制限の対象とならない行為は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第6条第6号ヌ、第18条第1号エ、カ若しくはハ又は同条第10号サからセまでに掲げる行為

(2)～(10) 略

(保護緩衝地区における届出を要しない行為)

第24条 条例第20条第6項第2号の規則で定める保護緩衝地区における届出を要しない行為は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア 第6条第6号ノ又は第18条第10号サからセまでに掲げる行為

イ～タ 略

(7) 略

コ 略

サ 略

シ 略

ス 略

セ 略

ソ 略

(11) 略

(立入制限地区内への立入りの制限の対象とならない行為)

第21条 条例第19条第4項第2号の規則で定める立入制限地区内への立入りの制限の対象とならない行為は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第6条第6号ヌ、第18条第1号エ、カ若しくはハ又は同条第10号コからスまでに掲げる行為

(2)～(10) 略

(保護緩衝地区における届出を要しない行為)

第24条 条例第20条第6項第2号の規則で定める保護緩衝地区における届出を要しない行為は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア 第6条第6号ノ又は第18条第10号コからスまでに掲げる行為

イ～タ 略

(7) 略